

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.003

処 分 名	施行者の変動による規約の認可
処 分 の 概 要	一人で施行する土地区画整理事業について施行者が数人となった場合、共同して施行するものとみなし、都道府県知事の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 11 条第 4 項
審 査 基 準	法令の規定において、当該許可等の判断基準が具体的かつ明確に定められているため、設定しません。
標準処理期間	関係機関が多岐にわたるため、協議及び検討に要する時間が算定できないため、設定できません
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/tochi/kukaku/index.html

■土地区画整理法

(土地区画整理事業の施行)

第三条 宅地について所有権若しくは借地権を有する者又は宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域の宅地以外の土地について土地区画整理事業を施行することができる。ただし、宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得た者にあつては、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他土地区画整理事業を施行するため必要な資力、信用及び技術的能力を有する者で政令で定めるものに限る。

(施行の認可)

第四条 土地区画整理事業を第三条第一項の規定により施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、土地区画整理事業を施行しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

第十一条

- 3 施行地区内の宅地について個人施行者の有する借地権の全部又は一部が消滅した場合（当該借地権についての一般承継に伴う混同により消滅した場合を除く。）において、その借地権の目的となっていた宅地の所有者又はその宅地の賃貸人が施行者以外の者であるときは、その消滅した借地権が地上権である場合にあつてはその宅地の所有者が、その消滅した借地権が賃借権である場合にあつてはその宅地の賃貸人がそれぞれ施行者となる。
- 4 一人で施行する土地区画整理事業において、前三項の規定により施行者が数人となった場合においては、その土地区画整理事業は、第三条第一項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第四条第一項の規約を定め、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。